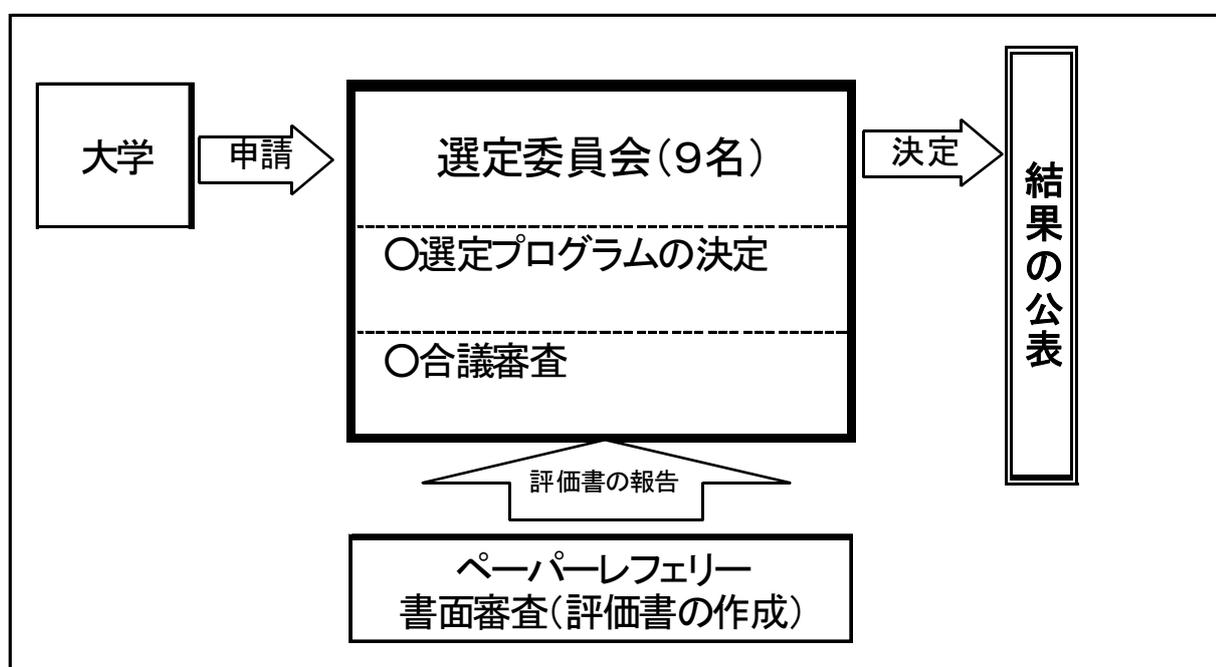


平成 20 年度 大学病院連携型高度医療人養成推進事業 審査要項

I 審査体制

- (1) 「大学病院連携型高度医療人養成推進事業選定委員会」において合議審査の上、事業を選定する。
- (2) 選定委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置く。
- (3) 選定委員会は、審査の客観性や公平性、多面性を確保するため、ペーパーレフェリーによる書面審査の結果を基に合議審査を行う。

【審査体制のイメージ】



II 審査手順

(1) 書面審査

- ① ペーパーレフェリーは、大学から提出された申請書を基に書面審査を行う（公募要領に提示された「要件違反等」に該当する申請は、審査の対象としない。）。なお、審査の客観性や公平性、多面性を確保するため、1事業につき複数名のペーパーレフェリーが書面審査を行う。
- ② ペーパーレフェリーは下記「IV審査の観点」及び「V審査基準」を基に書面審査を行い、評価書を作成し選定委員会に報告する。

(2) 合議審査

選定委員会はペーパーレフェリーから報告された評価書を基に合議審査を行い、選定事業を決定する。

Ⅲ 審査方針

(1) 書面審査

各大学の申請内容について、「Ⅳ審査の観点」の各項目ごとに、「Ⅴ審査基準」に照らして評価（点数化）し、その合計点を踏まえて選定を行う。

(2) 合議審査

書面審査の結果を勘案して選定を行う。その際、以下の要件を満たしているプログラムの中から選定するものとする。

- ① 書面審査の合計が一定の点数以上であること。なお、一定の点数は、各大学病院の得点状況を勘案し、選定委員会において定める。
- ② 各観点において、概ね問題がないこと。

Ⅳ 審査の観点

【別紙参照】

Ⅴ 審査基準

すべての観点について、以下の評価基準により審査する。

評 価	評 価 基 準
2	問題や不十分な点がまったくないか、ほとんどない。
1	一部に問題や不十分な点がある。
0	全般的に不十分であるか、一部に重大な問題がある。 あるいは、観点に関する取組や計画等がない。

Ⅵ その他

(1) 開示・公開等

① 選定委員会の審議内容等の取扱いについて

(ア) 選定委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。ただし、次に掲げる場合であって選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・ 事業の選定に関する審査・評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ・ その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

(イ) 選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

(ウ) 選定された事業は、フォーラムの開催や文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

② 委員等の氏名について

(ア) 選定委員会委員の氏名は、予め公表することとする。

(イ) ペーパーレフェリーの氏名は、選定後公表することとする。

(2) 委員及びペーパーレフェリーの遵守事項

① 利害関係者の排除

申請大学と利害関係がある委員及びペーパーレフェリーは、当該大学の書面審査又は合議審査には参加しないこととする。

【申請大学と利害関係があるとみなされる場合の例】

- ・ 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
- ・ 過去3年以内に学外委員等で就任するなどの関係があった場合
- ・ その他委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

② 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(3) 資料の説明

選定委員会は審査の際、大学の申請等の確認に必要と認めた場合に限り、申請大学から最低限の説明を求めることができる。